

寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧
対照表

現行	改正案
(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者（以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。）</u>）にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等 _____ _____により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼	(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（<u>法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者</u> <u>_____」という。）</u>）にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等 <u>（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）</u>により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼

児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2~6 (略)

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満3歳以上限定小規模保育事業

(1) · (2) (略)

(1) · (2) (略)

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) ~ (5) (略)

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児

(7) ~ (11) (略)

(7) ~ (11) (略)

(職員)

第23条 (略)

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団

体」という。)の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号。以下この項において「改正法」という。)附則第12条の規定による改正前の特区法(

以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。)第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域(以下「事業実施区域」という。)内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。)又は当該事業実施区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士(以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。))又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)・(2) (略)

3 (略)

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型以下及び小規模保育事業C型以下とする。

(職員)

第29条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号又は特区法第12条の4第1項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人

体」という。)の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号。以下この項において「改正法」という。)附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下この項において

「施行日前国家戦略特別区域法」という。)第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域(以下「事業実施区域」という。)内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。)又は当該事業実施区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士(以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。))又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)・(2) (略)

3 (略)

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)及び小規模保育事業C型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)とする。

(職員)

第29条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人

(4) (略)

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する保健師又は看護師 _____ を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(加える)

(加える)

(4) (略)

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する保健師又は看護師（以下「看護師等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。
- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められるものをいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有するもの（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所 A 型の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所 A 型にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所 A

(職員)

第31条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) · (2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童
(法第6条の3第10項第2号又は特区法
第12条の4第1項の規定に基づき受け
入れる場合に限る。次号において同
じ。) おおむね15人につき1人

(4) (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(加える)

(加える)

型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(職員)

第31条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) · (2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童
(法第6条の3第10項第2号 _____
_____の規定に基づき受け
入れる場合に限る。次号において同
じ。) おおむね15人につき1人

(4) (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定
理学療法士等のいずれもが保育を行う
場合には、当該看護師等が保育を行う
に当たって、当該小規模保育事業所B
型の保育士（前項ただし書の規定によ
る支援を行う保育士を除く。）による

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

(加える)

(加える)

(小規模型事業所内保育事業所の職

支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(小規模型事業所内保育事業所の職

員)

第47条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(加える)

(加える)

(準用)

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者(第48条において準用する次条及び第26条において

員)

第47条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 前2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいう。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(準用)

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者(第48条において準用する次条及び第26条において

が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置かなければならない。

第9条 前2条の規定を適用するときは、
保育士（第29条第3項

若しくは第44条第3項 _____又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないものとして第29条第2項又は第44条第2項の規定により算定した数）の3分の2以上、置かなければならない。

が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置かなければならない。

第9条 前2条の規定を適用するときは、
保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数 _____の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。